

令和8年度 京都市立近衛中学校「学校いじめの防止等基本方針」

I 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。

教職員は、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を常に念頭に置き、一人一人の児童生徒と向き合い、課題や問題に対し、その背景を的確に理解し、適切な指導と支援に努める。こうした基本姿勢のもと、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ組織的な対応の徹底を図るためにも、「学校いじめの防止等基本方針」を策定する。

この方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条に基づき、また京都市いじめの防止等取組指針(平成29年9月改定)を踏まえて、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

① 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切に作る心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。

② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。

③ いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

2 いじめ対策委員会

(1) 委員会名

いじめ・不登校対策委員会

(2) 構成

学校長 教頭 生徒指導主事 補導主任 学年主任 生徒会主任 教育相談主任
養護教諭 スクールカウンセラー

(3) 開催時期

月1回程度(必要に応じて随時開催)

(4) 委員会として取り組む内容

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い、指導に生かす。
- ・問題行動に対する未然防止対策、早期発見対策を勘案・検討し、推進する。
- ・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し、実践する。

(5) 生徒・保護者への周知方法

学年集会、全校集会、ホームページで周知させる。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

(ア) 学習環境の整備

- ・死角になる場所を失くし、また、撤去できない場合は、その場所に生徒を行かせないように指導工夫し、生徒の安心安全を確保する。
- ・学校教育目標にある「自主自律」の精神を、全ての教育活動の場面で意識して取り組ませていく機会を設ける。例えば、授業・生徒会活動・部活動・校外学習・総合的な学習の時間等で充実を図る。

(イ) 授業改善

- ・京都市独自の「教育課程指導計画」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業改善を行う。特に「生徒指導の三機能を生かした、主体的・対話的な深い学びの実現」に重点を置いた学習内容や学習形態（課題解決型学習・話し合い活動等）を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのためにユニバーサルデザインを意識し、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。校内授業研修、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

(ウ) 道徳教育、人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育、人権教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

(エ) 生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・生徒会活動や各学年等で生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、「いじめ」について考える機会を設け、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。
- ・職業体験等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

(オ) 生徒同士の絆づくり

- ・京都市子ども未来会議のテーマやまとめを、学級活動、縦割り活動、部活動など様々な機会に生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

(カ) その他

- ・学校評価アンケート等を行い、いじめ防止対策推進法の趣旨等を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

(ア) 日常の生徒に関する情報の共有

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換等あらゆる機会を捉えて、生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなく、メモ等を活用して確実にを行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで“当たり前だ”と思ってきたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。
- ・相談された内容については、教職員個人に留めることなくいじめ対策委員会で組織として共有する。
- ・教職員は、相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

(イ) 生徒に対する定期的な調査

a) アンケートの実施

- ・日常の生徒観察に加え、いじめに関する記名式アンケートを年2回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努めるとともに、いじめの積極的な認知につなげる。クラスマネジメントシートを行ない、生徒理解につなげる。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・その原本は、個人名や筆跡などの個人を識別できる情報を有するため厳重に取扱い、また調査により把握した情報の記録は、整理したうえで公文書として保存年限等を順守し保存する。（5年保存）

b) 教育相談の実施

- ・年2回、実施する。アンケートを基にするが、個々の生徒の状況によって時間等は配慮する。その中で、教職員が学校生活で発見した彼らの一場面を褒めるなど、自尊感情向上につながる声かけをする。また、必要に応じて生徒の状況により教育相談を行う。日常のあらゆる機会を通して、生徒が相談しやすい状況を作る。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと、年2回の教育相談週間を設定し、クラスマネジメントのアンケート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

(ウ) その他

- ・アンケートや教育相談の実施を踏まえ、研修等で共通理解を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

(ア) 基本的な考え方

- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

(イ) いじめやその疑いを把握したときの学校での情報共有及び対応

- ・当該学年の教職員でいじめの事実を生徒や教職員から確認し、管理職に報告を行う。管理職は報告を基に生徒や教職員と再確認を行うとともに、委員会と連絡をとりつつ、学校体制で対応する。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任(担当者)といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断についての確認

未然防止の取組(発達支持的生徒指導の充実)

予防

- ・学習環境の整備
- ・授業改善
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒が主体的に行う活動の推進
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・体験活動の充実

いじめ(その疑いがあるものを含む。以下同じ)の情報を把握

見逃しのない
観察・積極的な
いじめの認知

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

組織(いじめ対策委員会)で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない
対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

心の通った
指導

「認識の共有化・行動の一元化」

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任(担当者)をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること(救済)
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと(回復)
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。

(ウ) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末等の校内への持込を制限し、使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについては実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導(社会科、技術・家庭科等)の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

(エ) 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

・謝罪とその受け入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも①「いじめにかかわる行為が止んでいること」、②「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの案件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかを判断する。

(4) 教職員の資質能力向上の取組(校内研修)

(ア) 基本的な考え方

- ・日頃から「いじめ防止」についての啓発を行う。
- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・いじめの防止等の取組が、専門的知識に基づき、組織的・有機的かつ一体となって行われるよう、研修会を充実して、教職員のいじめの問題に対する認識の深化とともに、いじめの未然防止や早期発見、適切な初期対応に資する能力の向上を図る。

(イ) 研修の時期・内容等

- ・年度当初などに行う。
- ・また、毎回の職員会議で、生活指導・不登校生徒の実態を学年から報告し、全教職員が共通理解をする。

4 保護者・地域、関係機関との連携

・「子どもを共に育む京都市民憲章」、いじめ防止対策推進法の趣旨をホームページや学校だより等あらゆる機会を捉え、保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。以上のように地域や家庭と常に連携をとり、生徒の様子を把握し、いじめを未然に防ぐ。いじめ等の連絡を受けたときは、地域や家庭と協力を行って、対処する。

・より多くの大人が生徒の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTA、地域生徒指導連絡協議会、少年補導委員会など地域の関係団体に積極的に情報を提供するなど連携を促進し、学校と地域、家庭が共同する体制の充実を図っていく。

・平素から生徒指導課をはじめ委員会、児童相談所、地域の警察の少年課等の関係機関とも連携を図り、情報共有を行う。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

<重大事態の定義>

(いじめ防止対策推進法第28条(抄))

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(30日)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・以上の重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

- ・被害にあった生徒の現状を確認し、管理職が中心となり事態を把握し、委員会に報告を行うとともに、事実の全体を見据えて、今後の対処と再発防止策などの判断や方向を決める。

6 年間計画(予定)

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

| 月 | 対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質能力向上(校内研修)の取組 | 未然防止の取組 | 早期発見・積極的認知の取組 | 保護者等への発信関係機関との連携 |
|---|--|---|--|----------------------------------|
| 4 | ◇いじめ・不登校対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「生徒・保護者への広報について」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「不登校生徒への関わりについて」 | ・入学式 ・学級開き ・集会で全校生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・新入生歓迎会 ・生徒会意見箱 ・学級目標決め、生徒スローガン ・GIGA 端末の使用についての学級指導 | | ・学校だより等で啓発 ・保護者面談 ・学校運営協議会 |
| 5 | ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◇いじめ・不登校対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 「教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 | ・憲法月間の講話 | ・教育相談の実施① ・校内サポートルームの運用開始 ・教育相談の実施① ・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有① | ・地生連 |
| 6 | ◇いじめ・不登校対策委員会③ | ・生徒総会 ・修学旅行 | | ・授業参観 道徳授業公開 ・進路保護者会① |
| 7 | ◇いじめ・不登校対策委員会④ ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」 ・「クラスマネージメントの結果の共有と対策」 | ・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 | ・記名式アンケート・クラスマネージメントシートについて確認と共有 ・第1回クラスマネージメントシートの実施、学年集約と共有① | ・三者懇談会 ・学校評価アンケートの実施 |
| 8 | ◇いじめ・不登校対策委員会⑤ 「夏季校内研修」に向けて ◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「自殺予防について」 ◆小中合同研修会 「いじめ問題等について協議、連携を深める」 | ・生徒会サミット ・小中交流会 | ・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討 | ・環境整備 |

| | | | | |
|----|--|---|---|-------------------------------------|
| 9 | ◇いじめ・不登校対策委員会⑥ 「学校評価の実施に向けて」 | ・近衛音楽祭、体育大会に向けての取組 ・音楽祭 | | |
| 10 | ◇いじめ・不登校対策委員会⑦ 「学校評価の結果について①」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 | ・体育大会 ・校外学習(1,2年) | ・3年進路相談 | ・進路保護者会② ・新入生説明会で保護者啓発 |
| 11 | ◇いじめ・不登校対策委員会⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆職員会議 「学校評価に基づく改善策について」 | | ・教育相談の実施② ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有② | |
| 12 | ◇いじめ・不登校対策委員会⑨ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」 ◆職員会議「4月～12月のいじめ事案の経過の共有」 | ・人権学習 ・人権標語の作成と発表 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 | | ・三者懇談会 ・学校評価アンケートの実施 ・学校運営協議会 |
| 1 | ◇いじめ・不登校委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 ◆年間反省①(部会ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 | | | |
| 2 | ◇いじめ・不登校対策委員会⑪ 「学校評価の結果について②」 「次年度の学校いじめの防止等基本方針の確認」 ◆年間反省②(全体) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 | | | ・地生連 |
| 3 | ◇いじめ・不登校対策委員会⑫ 「学校評価の結果について②」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」 | ・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会 | ・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管 | ・学校運営協議会 |

※ 各学年、薬物乱用防止教室、非行防止教室、ケータイ教室などを適時設定。